

# 「会社法の一部改正に関する法律案」等の国会提出について

2013年12月6日

平成24年9月7日、法務大臣の諮問機関である法制審議会は「会社法制の見直しに関する要綱」(以下、「要綱」)をとりまとめ、法務大臣に答申した。これに基づく「会社法の一部を改正する法律案」(以下、「改正法案」)及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が平成25年11月29日に閣議決定され、同日臨時国会(第185回国会)に提出された。今臨時国会では会期末が迫り成立が困難であるため、来年の通常国会で成立する模様。改正法案の施行時期は政令で定めるとして現時点では未定である。

以下では、改正法案をもとに要綱からの主な変更点を解説する<sup>1</sup>。

要綱の解説については下記リンク先の『「会社法制の見直しに関する要綱」の概要』を参照。

<http://www.azsa.or.jp/knowledge/accounting-financial-topics/2012/companies-act-201209.html>

改正法案は、法務省ウェブサイト([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00138.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00138.html))参照。

## 【要綱からの変更点】

### 1. 社外取締役の選任の義務付けの見送り

今般の最大の論点であった社外取締役の選任の義務付けについては、賛否両論あり、会社法制部会において最後まで合意が得られず要綱において見送られ、同様に改正法案においても盛り込まれなかった。ただし与党内における社外取締役の選任の義務付けを求める声を反映し、次の変更が行われた。なお、民主党は平成25年11月27日に上場会社等に社外取締役の選任を義務付ける改正案を参議院に提出している。

#### (1) 社外取締役を置いていない場合の理由の開示

要綱では一定の監査役会設置会社(上場会社等)について、社外取締役が存しない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告に記載することを省令(会社法施行規則)に規定することを予定していた。

改正法案では、会社法の条文として、取締役に対して、定時株主総会における社外取締役を置くことが相当でない理由の説明義務が規定されている。即ち、事業年度の末日において監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。)であって、金融商品取引法第24条第1項の規定により、その発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社が社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならないとされている(改正法案による改正後の会社法第327条の2)。

<sup>1</sup> 事業報告の内容等、省令委任事項については現時点では不明である。

## (2) 社外取締役の設置に関する義務化の検討

法制審議会の会社法制部会において要綱案を議決した際、以下のとおり、金融商品取引所の規則において、上場会社は取締役である独立役員を1人以上確保するよう努める旨の規律を設けること等が付帯決議された。

- 1 社外取締役に係る規律については、これまでの議論及び社外取締役の選任に係る現状等に照らし、現時点における対応として、本要綱案に定めるもののほか、金融商品取引所の規則において、上場会社は取締役である独立役員を1人以上確保するよう努める旨の規律を設ける必要がある。
- 2 1の規律の円滑かつ迅速な制定のための金融商品取引所での手続において、関係各界の真摯な協力がされることを要望する。

改正法案では要綱からさらに一步踏み込み、政府は改正法案施行後2年を経過した場合において、社外取締役の選任状況、その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとし(改正法案附則第25条)、年限を区切って社外取締役設置の義務付けへの方向性を明確にしている。

なお、改正法案の閣議決定・臨時国会提出を受け、同日付で東京証券取引所は、「独立役員制度」をさらに強化すべく、平成26年2月から上場会社に対して、独立性の高い社外取締役の確保に関する努力義務(上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない)を課すための上場制度の見直しについて公表した<sup>2</sup>。

また、平成26年1月6日から算出されるJPX日経インデックス400(JPX-Nikkei Index400)の銘柄選定において、2人以上の独立した社外取締役の選任は、定性的な要素による加点要素とされている。

## 2. その他

監査役会設置会社及び委員会設置会社と並列に位置付けられる、新たな組織形態である「監査・監督委員会設置会社(仮称)」は、改正法案では「監査等委員会設置会社」と呼称が変更された(改正法案による改正後の会社法第2条第11号の2)。また、「監査等委員会設置会社」と明確に区別する観点から、従来の「委員会設置会社」は「指名委員会等設置会社」に呼称が変更された(同第2条第12号)。

以上

2 株式会社東京証券取引所「独立性の高い社外取締役の確保に関する上場制度の見直しについて」(平成25年11月29日)  
[http://www.tse.or.jp/rules/comment/b7gje600000186jz-att/131129\\_01j.pdf](http://www.tse.or.jp/rules/comment/b7gje600000186jz-att/131129_01j.pdf)

---

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人 プラクティス・サポート部

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.